



転落事故の危険性



今回のトピックス

9月7日、神奈川県内で**照明交換作業中の転落死亡事故**が発生しました。

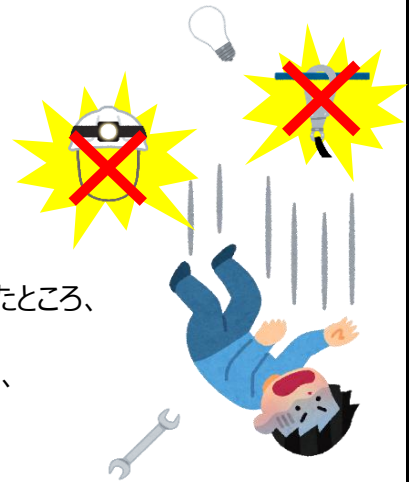
当社で特に注意したい高所作業といえば、**脚立作業**です。作業ごとにルールの確認ができていますか？

作業は『安全』という大前提のもとに成り立ちます。慣れた作業であっても、安全への対策を怠ると思わぬ事故へと発展する危険性があります。

今一度、日ごろの作業の安全について確認しましょう。

① 照明交換中に高所からの転落死亡事故事例

- 発生日時
 - ・ 2021年9月7日（火）午前10時45分頃
- 事故当事者
 - ・ 神奈川県 電気工事店 男性作業員 36歳
- 原因
 - ・ 現在、調査中
- 事故の状況
 - ・ 神奈川県内某体育センターでLED化作業を天井付近で実施していたところ、男性作業員が15メートル下の床に転落しました。
 - ・ 作業時、男性は両側に高さ約80センチの冊がある作業帯を乗り越え、断熱材(厚さ約2.5センチ)に体重をかけた拍子に転落しました。その際、ヘルメットや命綱は着用していませんでした。
 - ・ 男性は頭などを強く打ち、搬送先の病院で死亡が確認されました。



② 脚立作業の安全遵守

※ ハリマビシステム携帯マニュアル「10の実践」脚立作業の安全遵守より抜粋

脚立作業の原則

- その1** 墜落時保護用ヘルメット(HBC2)を着用する。
- その2** 作業の高さにあった脚立を選択する。(天板に乗らないで済む高さ)
- その3** 標準資機材リストに登録されている脚立を使用する。
- その4** 設置場所の水平を確保する。
- その5** 階段(踊場)では原則使用禁止とする。

脚立作業でも転落・転倒すれば
高さにかかわらず命の危機に直面します。
もう一度、現場でルールの確認を！！

